

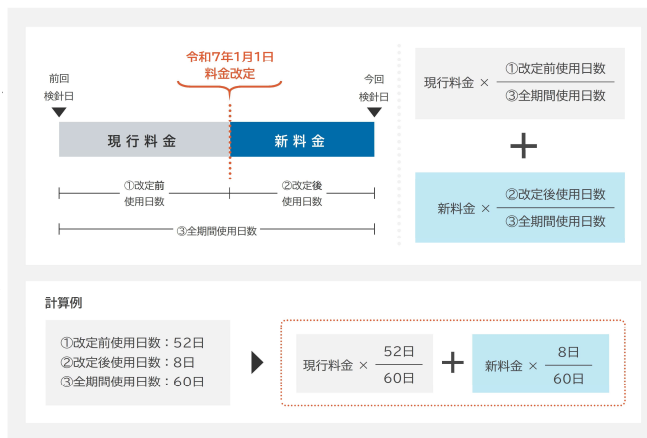
主な改定内容

■改定年月日	令和7年1月1日
■改定率	平均29%
■改定対象	一般用

※今回、下水道使用料の改定はありません。

新料金の適用時期

- 使用期間が令和7年1月1日をまたがる場合は日割り計算で料金を算定しますので、表面の【料金早見表】とは金額が異なります。
- 引っ越し等により、令和7年1月1日以降に使用開始した場合、初めての検針から新料金が適用されます。



改定後の水道料金

- 【料金早見表】にない場合は、下の計算式で算出してください。

水道料金表（一般用・2か月分）

令和7年1月1日改定

口径	基本料金	従量料金					
		20㎡まで	21～60㎡	61～100㎡	101～200㎡	201～600㎡	601㎡以上
13mm	2,360円	1㎡につき 46円	1㎡につき 130円	1㎡につき 139円	1㎡につき 161円	1㎡につき 187円	1㎡につき 218円
16mm	3,580円						
20mm	5,580円						
25mm	8,720円	1㎡につき 113円					
30mm	12,560円						
40mm	22,340円						
50mm	34,920円						
75mm	78,560円						
100mm	139,640円						
150mm	314,200円						
200mm	558,580円						

水道料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額に110/100を乗じて算出し、1円未満の端数は切り捨てます。

下水道使用料金表（2か月分）

平成16年7月1日改定

区分	単位	料金
基本料金	汚水の排除量 0㎡～20㎡	2,380円
	汚水の排除量 21㎡～60㎡	158円
超過料金 (1㎡につき)	汚水の排除量 61㎡～200㎡	191円
	汚水の排除量 201㎡～1,000㎡	246円
	汚水の排除量 1,001㎡以上	314円
公衆浴場汚水	汚水の排除量 1㎡につき	14円

下水道使用料は「基本料金」と「超過料金」の合計額(10円未満の端数が生じたときは切り捨て)に110/100を乗じて算出し、1円未満の端数は切り捨てます。

公設浄化槽使用料金表（2か月分）

平成23年4月1日制定

人槽	料金
5人槽	6,680円
6人槽・7人槽	7,640円
8人槽・10人槽	9,160円
11人槽以上	人槽ごとに別に定めます。

公設浄化槽使用料は人槽別の料金に110/100を乗じて算出します。

問い合わせ先

- 水道料金 新潟市水道局 ☎0120-411-002 ※フリーダイヤルをご利用できない場合は025-266-9311(代表)へ
- 下水道使用料 東部地域下水道事務所 ☎025-281-9561 (北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方)
西部地域下水道事務所 ☎025-370-6371 (秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方)